

第7回「法テラスの在り方に関する有識者検討会」

「司法アクセスの公共インフラとしての使命と役割」 ～「気づき」から「相談」「解決」まで切れ目なく支えるために～意見書

委員 猪之鼻久美子

はじめに

第6回「法テラスの在り方に関する有識者検討会」において、法テラスは「市民のためのもの」とあるという視点に立ち、「最後の砦」ではなく「最初の入口」として、市民が抱える法的課題を掘り起こし、適切な専門職へつなぎ、権利の実現と生活再建を関係機関と協働して支える「司法アクセスの公共インフラ」を目指すべきであるとの意見を述べた。

本意見書では、この考え方を引き継ぎ、第7回の検討テーマ及び検討内容の4つの検討項目「総合法律支援の理念と今日的意義」「法テラスの役割の再整理」「現状の課題とボトルネック」「総合法律支援の不断の改善と法テラスの役割」に沿って、「総合法律支援の原点を踏まえた法テラスの使命・果たすべき役割」の実現に必要な取組について意見を述べたい。

とりわけ、司法書士の立場から、利用者本人が主体的に司法手続を選択するための支援や入口となる相談へのアクセス、弁護士・司法書士及び福祉等の関係機関による連携を中心に述べることにする。

第1 総合法律支援の理念と今日的意義

1 「最初の入口」として、気づきから権利の実現までを支えること

司法アクセスは、相談窓口を設け、法律相談援助、代理援助、書類等作成援助を実施するだけで実現するものではない。市民が自らの困りごとの中に法的な課題があることに気づき、安心して相談し、解決方法を主体的に選択して必要な支援につながるまでの入口から出口を支えるものである。

そのため、法テラスの理念の達成状況は、相談窓口の設置や利用件数だけでなく、支援を必要としながら利用に至っていない人に、必要な支援を届けることができているのかという観点からの評価が必要となる。問題が深刻化した後に利用する「最後の砦」ととどまらず、日常生活の困りごとを抱えた段階で相談できる「最初の入口」となることを引き続き求めたい。

2 「手を伸ばせば届く司法」から「手を伸ばすことが困難な人にも届く司法」へ

総合法律支援法制定時に掲げられた「全国どこでも、誰でも『手を伸ばせば届く』司法」の理念を今日的に具体化するためには、自ら支援を求めることが困難な人にも目を向ける必要がある。

なかでも、人口減少・高齢化、自然災害の頻発化等により法的なニーズが高まっている高

齢者、障害者、被災者、生活困窮者等、自身の法的課題に気づくことが困難な人々に向けて、司法ソーシャルワークや出張相談によるアウトリーチ、ケース会議への参加、福祉等の関係機関との恒常的な連携を通じた「届ける支援」を充実させる必要がある。同時に、相談への不安やためらいを軽減する取組も、司法アクセスを保障する上では欠かせない。

そして、これらは個々の法律専門職の負担やモデル事業として行うのではなく、総合法律支援の理念と国の責務を踏まえ、持続的に実施できる体制構築と予算確保が必要となる。

第2 法テラスの役割の再整理

1 利用者支援と地域の法的支援基盤としての位置付け

司法ソーシャルワークや多機関連携等は、個別の事件を解決し利用者を支援するためだけの取組として捉えるものではない。これらの活動を通じ、市民が抱える困りごとに気づき、必要な支援に繋ぐ、そのための地域の法的支援基盤として法テラスを位置付けることに意義がある。

また、法テラスには、自ら支援を求めることが困難な利用者に対し、複数の専門職が切れ目なく支援できるようにマネジメントし、支援体制の中心的機関として連絡・調整を行う等、重層的かつ包括的な支援体制構築の牽引役が求められている。

そして、第6回意見書でも提案した「紛争予防へのアプローチ」は、法テラスが、地域の法的支援基盤として位置付けられることを求めるものであり、早い段階で法律専門職や福祉担当者に繋ぐことのできる取組は、民事法律扶助業務に直結しなくても、総合法律支援法の理念の実現に資するものである。法テラスの役割として、利用者の支援と地域の法的支援基盤の位置づけを明確に整理し、司法ソーシャルワーク等の実施体制及び予算措置を検討すべきである。

2 スタッフ弁護士・契約弁護士・契約司法書士等による多元的な連携を進めること

これまでも、司法ソーシャルワーク等の実施体制については、スタッフ弁護士だけで担うのではなく、地元の弁護士会及び司法書士会双方との連携、契約司法書士等による担い手の確保を提案してきた。この連携、担い手確保は、地域の法的支援基盤としての被災者支援、特定援助対象者援助事業、関係機関への研修や法教育・法律講座等の情報提供業務にも広げていくべきである。

また、契約司法書士についても、地方における担い手不足の代替としてではなく、代理援助や書類等作成援助による本人訴訟の支援者として位置付け、業務範囲と専門性を踏まえ地方事務所のスタッフとしての活用も検討いただきたい。

くわえて、司法書士会と法テラスとの研修・交流を実施し、司法書士総合相談センターを地域の協働拠点として活用するなど、司法過疎地域の司法アクセス障害の逡減、解消のための多元的な連携を推進すべきである。

第3 現状の課題とボトルネック

1 相談へのアクセスとして、利用者の心理的ハードルを検証すること

今後の法テラスの使命・役割を考える中で、民事法律扶助の利用件数が増加していない要因について、法的ニーズ、認知度、利用者負担、手続負担、人的体制、相談へのアクセス等から分析することが求められているが、これら制度上・経済上の障壁に加え、法律専門職への相談や法テラスの利用に対する心理的ハードルも検証する必要があると考える。

例えば、利用者が「自分の抱えている問題が法律相談の対象かどうか分からない」「事情をうまく説明できない」「相談することが恥ずかしい」「相談すると直ちに依頼や裁判に進まなければならないのではないか」といった不安やためらいを抱えていることへの分析と検証が考えられる。

法テラスの存在を知っていることと、実際に相談できることは同じではない。「制度を知らない人」への周知とともに、「制度を知っていても相談に踏み出せない人」への働きかけが重要である。

2 相談に踏み出すための取組として、法教育等を充実させること

第6回意見書の「紛争予防へのアプローチ」でも述べたが、利用者の心理的ハードルの軽減と法テラスの利用拡充に向けて、学校や地域での法教育等を充実させることを提案したい。

司法書士会が実施している法教育等では、法律知識を伝えるだけでなく、身近な事例を通じて、困りごとを一人で抱え込まず相談してよいこと、相談を通じて自分に合った対応が考えられることを伝え、紛争の未然防止、必要な情報の提供に努めている。この点からも、情報提供業務の一環である法教育等は、スタッフ弁護士だけで担うのではなく、地元の弁護士会及び司法書士会との協働により進めることが、負担軽減と事業の充実に寄与する。

また、教職員等への研修を組み合わせることで、講座に参加できない人にも、身近な支援者を通じて情報が届く仕組みを整えることができると考える。

3 司法書士会の法教育の実績を生かし、担い手を広げること

司法書士会では、参考資料の令和7年度「司法書士会における法教育事業に関する調査結果」のとおり、全国の40会が学校等への司法書士講師派遣による法教育事業を実施している。

派遣先には、高等学校等に加え、特別支援学校や児童養護施設等も含まれ、実施形態は講義や寸劇・クイズ形式等多岐にわたり、題材も契約の基本から消費者問題、SNS上のトラブル、労働問題、相続・成年後見等幅広く取り上げている。これらは、司法書士会が学校や福祉機関との接点と法教育等の経験を有していることを示すものである。

この実施経験を生かし、契約弁護士及び契約司法書士が、各地の弁護士会・司法書士会とともに組織的・継続的に法教育等を実施する体制整備をお願いしたい。法テラスは、共同企画、窓口の案内、講師間の連携等を担い、役割と費用負担を明確にすることで、事業の重複を避けながら継続可能な取組とすることができるものとする。と考える。

4 相談の入口を広げ、本人による援助の選択を保障すること

法教育等の取組により、法テラスの認知度が上がり、相談への不安が軽減されたとしても、その後の相談及び援助に適切につながらなければ法テラスの役割として十分とはいえない。そのためには、代理援助と書類等作成援助の選択の前提となる相談援助を具体化し、相談の入口を広げ、解決まで切れ目なく利用できる仕組みを整備する必要がある。

相談については、問合せ時点において、利用者自身が問題を十分に整理できず、必要な援助の種類が明確になっていない場合も少なくない。また、初期段階の限られた情報のみで相談類型や援助を固定化し、利用者の主体的な選択を妨げることは可能な限り避けなければならない。

相談を通じて明らかになった事情に応じ、適切な援助類型や担当者の見直し、引継ぎを行うことができる柔軟な運用を整備することは、利用者の意思を尊重する観点から重要である。また、相談の入口において必要な相談を援助の対象とすることは、相談への入口を広げ、司法アクセスを確保することにもつながる。受付、配転及び引継ぎに関する共通理解を深め、それぞれの業務範囲を踏まえて、必要な場合には弁護士その他の適切な支援者につなぐ相談の在り方を検討する必要がある。

5 利用者負担・事務負担の軽減と持続可能な運営を図ること

既に意見書で述べたことではあるが、相談援助の時間・回数の柔軟な運用、申請負担の軽減、緊急性の高い事案や期間制限のある事案への迅速な援助開始を検討すべきであり、給付制についても、必要な予算の確保と併せて将来的な課題としていただきたい。

また、スタッフ弁護士、契約弁護士・契約司法書士及び法テラス職員の確保や研修、適正な配置と費用及び報酬の定期的な検証を行うべきであると考えるが、国民の税金による予算の有効活用、組織の中立公正及び透明性を確保しつつ、持続可能な財政及び組織運営を求めたい。

第4 総合法律支援の不断の改善と法テラスの役割

1 現場の知見を、調査研究・制度改善へ

法テラスは、法律扶助業務の実施に加え、潜在的な支援のニーズや支援につながらない要因を把握し、制度・運用の改善へつなげる不断の努力が求められている。

そのためには、法テラスの業務データに加え、弁護士会・司法書士会、契約弁護士、契約司法書士、行政機関や福祉等の関係機関、利用者及び利用に至らなかった人の声を、継続的に把握する仕組みを設け、法テラスの調査研究・提案機能としての体制と予算を確保し、得られた知見を規程や運用の見直し、必要な制度改正の提案に反映することが必要である。

結びに

司法アクセスは、利用者が相談窓口を訪れた時点ではなく、困りごとに気づき、「相談しよう」と思える段階から始まる。

法テラスが、司法アクセスの「最初の入口」となるためには、個別の相談や法律扶助業務

の事件処理を充実させるとともに、相談の入口までの距離を縮める司法ソーシャルワーク、多機関連携、被災者支援、法教育等を実施し、多元的な専門職が相互に連携し、広く柔軟に相談を受け入れなければならない。また、法律専門職の都市部偏在による司法アクセス障害の通減、解消を、スタッフ弁護士、契約弁護士、契約司法書士の連携活用により図る必要がある。

司法書士は、法律相談と代理援助、書類等作成援助による本人訴訟支援、地域でのアウトリーチや相談活動、法教育等の実践経験を生かし、弁護士その他の専門職・関係機関と協働して、相談から適切な援助に繋げる役割を果たしてきた。今後も、司法アクセスのインフラの一翼を担っていきたい。

法テラスにおいては、あらためて「必要な人に適切な支援が届いているのか」を指標に、利用者である市民の視点に立って、市民の権利の実現と生活再建を支える「司法アクセスの公共インフラ」として充実発展することを求めて意見とする。

以上

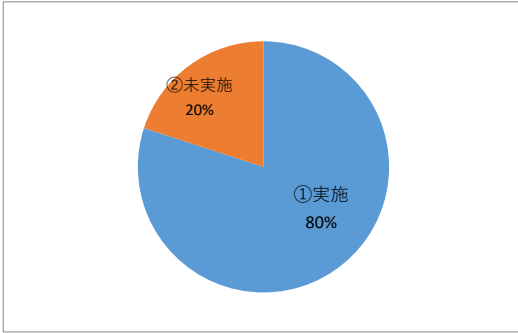
【令和7年度】司法書士会における法教育事業に関する調査結果

■ 回 答 : 全国司法書士会(50会)
■ 対象期間 : 令和7年度(2025年04月01日～2026年03月31日)

■ 設問1

標記対象期間中に、学校等への司法書士講師派遣による法教育事業を、(①実施した / ②実施しなかった)

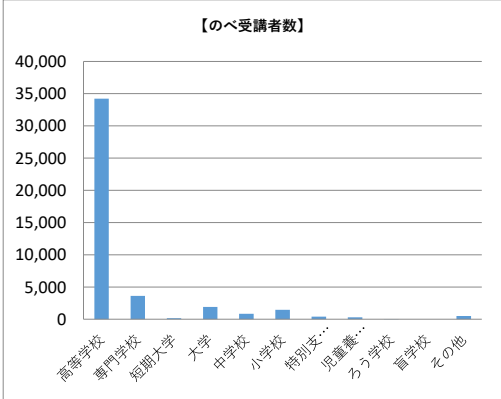
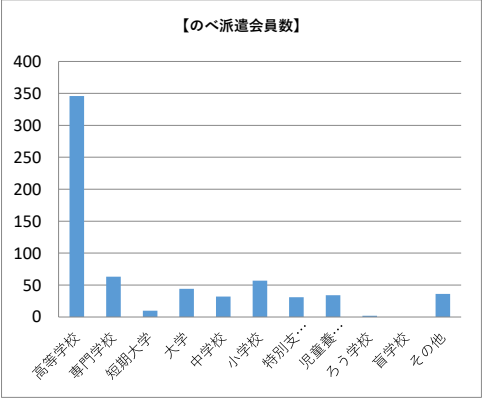
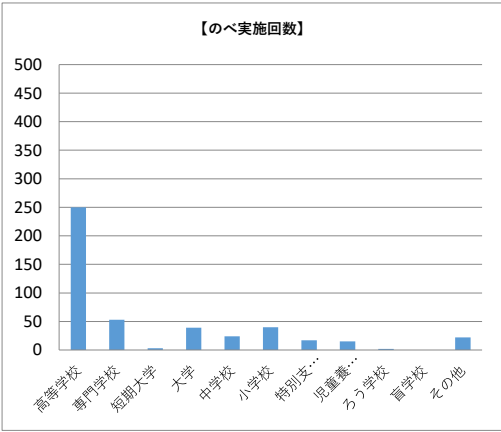
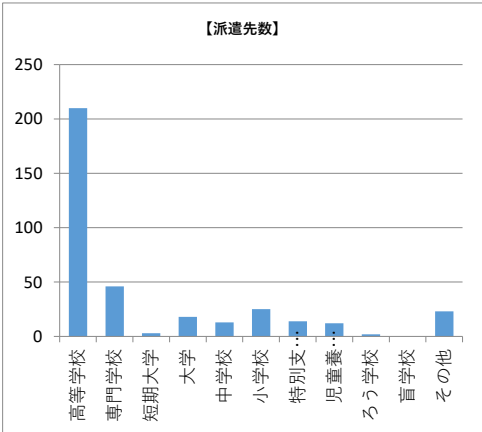
①実施した 40 会
②実施しなかった 10 会



■ 設問2-1

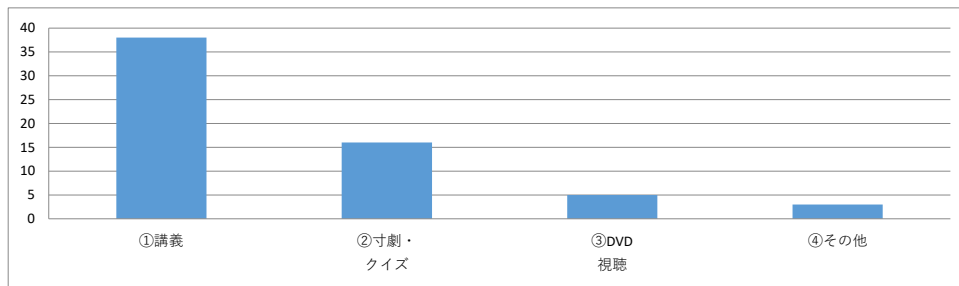
派遣した学校等の校数と、のべ実施回数・派遣会員数・受講者数について

【全国司法書士会の合計数】	派遣先数	のべ実施回数	のべ派遣会員数	のべ受講者数
高等学校	210 校	250 回	346 名	34,239 名
専門学校	46 校	53 回	63 名	3,621 名
短期大学	3 校	3 回	10 名	162 名
大学	18 校	39 回	44 名	1,899 名
中学校	13 校	24 回	32 名	845 名
小学校	25 校	40 回	57 名	1,452 名
特別支援学校	14 校	17 回	31 名	408 名
児童養護施設	12 校	15 回	34 名	294 名
ろう学校	2 校	2 回	2 名	26 名
盲学校	0 校	0 回	0 名	0 名
その他(講演ほか)	23 校	22 回	36 名	511 名
計	366 校	465 回	655 名	43,457 名



実施形態について(複数回答可)

①講義	38 会
②寸劇・クイズ	16 会
③DVD視聴	5 会
④その他	3 会

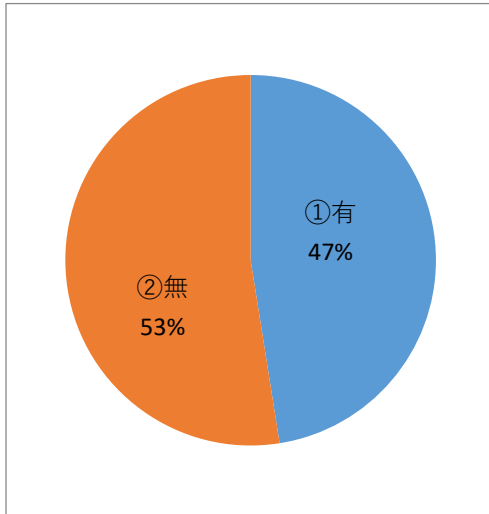


■設問2-2

講師(派遣会員)について

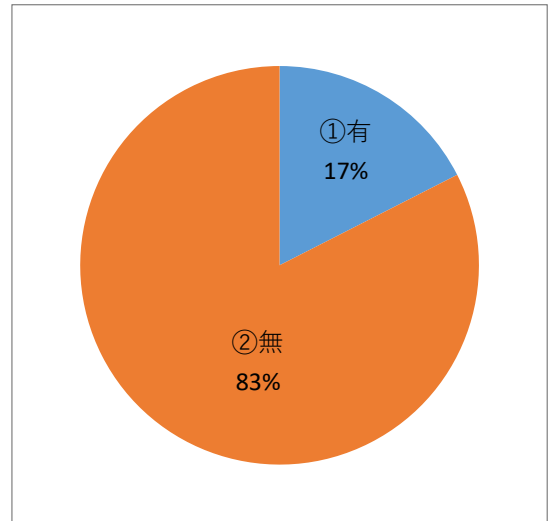
(1)講師(派遣会員)名簿の有無

- ①有 19 会
- ②無 21 会



(2)派遣会員に対する事前研修の有無

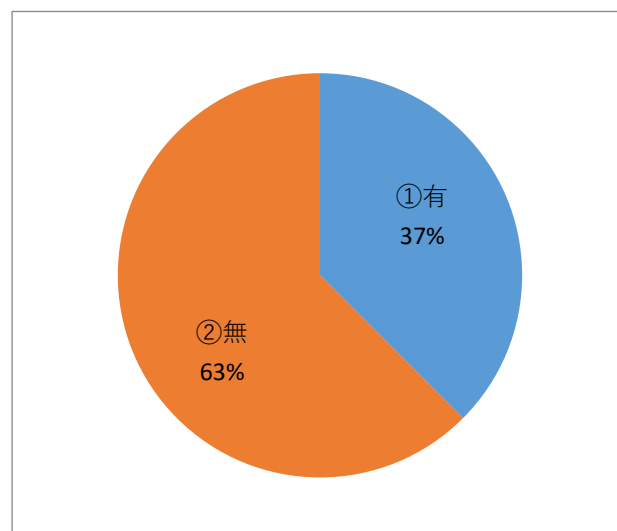
- ①有 7 会
- ②無 33 会



■設問2-3

教育委員会、消費者センター等関係機関との協力の有無

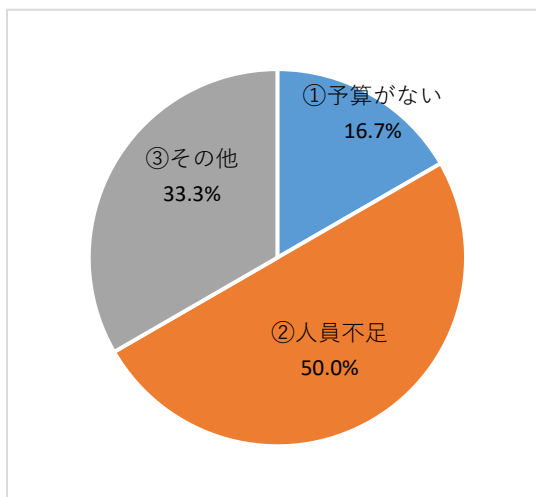
- ①有 15 会
- ②無 25 会



■設問3(1)

実施なかった理由(複数回答可)

- | | |
|--------|-----|
| ①予算がない | 2 会 |
| ②人員不足 | 6 会 |
| ③その他 | 4 会 |



■設問3(2)

司法書士会以外の関連団体(リーガルサポート・青年司法書士会等)において、
(①実施した / ②実施しなかった)

- | | |
|----------|-----|
| ①実施した | 2 会 |
| ②実施しなかった | 8 会 |

■設問4(1)

報告対象期間中に、小中学校を対象とする法律教室を
(①実施した / ②実施しなかった)

- | | |
|----------|------|
| ①実施した | 21 会 |
| ②実施しなかった | 29 会 |

⇒「②実施しなかった」と答えた会

⇒(①実施の検討はした / ②実施の検討をしなかった)

- | | |
|--------------|------|
| ①実施の検討はした | 6 会 |
| ②実施の検討をしなかった | 23 会 |

■設問4(2)

上記(1)で「①実施した」と回答した司法書士会は、下記の中から使用した教材に
☑をいれてください。(複数回答可)

(「解釈のちから」「相談のちから」「提案のちから I 提案空間創造編」
「提案のちから II 提案王決定戦編」「その他」)

- | | |
|--------------------|------|
| 「解釈のちから」 | 14 会 |
| 「相談のちから」 | 0 会 |
| 「提案のちから」I 提案空間創造編 | 0 会 |
| 「提案のちから」II 提案王決定戦編 | 0 会 |
| その他 | 8 会 |

■設問5.
他会に参考提供可能なオリジナル教材

【問合せ先】	【媒 体】	【対 象】	【テーマ】	【想定使用時間】	【備 考】
札幌会	PowerPoint	高校1～3年生	成年年齢の改正	10分	編集不可
札幌会	PowerPoint	高校1～3年生 専門学校生・大学生	フリマアプリ	20分	編集不可
札幌会	PowerPoint	高校1～3年生 専門学校生・大学生	SNS上のトラブル	20分	編集不可
札幌会	PowerPoint	高校1～3年生 専門学校生・大学生	マッチングアプリ	20分	編集不可
札幌会	PowerPoint	高校1～3年生 専門学校生・大学生	間バイト	20分	編集不可
埼玉会	Word	高校1～3年生	消費者問題一般	90分	サンプルテキスト講師向け解説もあり
埼玉会	Word	一般(市民講座)	成年後見・相続編	90分	
埼玉会	Word	一般(市民講座)	相続・遺言編	90分	
埼玉会	Word	高校1～3年生	身近な契約の基本	90分	①高校生テキスト身近な契約の基本⑥相談先
埼玉会	Word	高校1～3年生	悪質商法(ネット含む)	90分	②悪質商法(ネット含む)⑥相談先
埼玉会	Word PDF	高校1～3年生	労働問題	90分	③高校生テキスト(労働問題)④労働条件通知書⑥相談先
埼玉会	Word	高校1～3年生	生活設計	90分	⑤高校生講座生活設計⑥相談先
千葉会	PowerPoint	高校1～3年生	契約クイズ・悪徳商法・SNSなど11項目	各項目10分程度	H26製作。編集不可
千葉会	動画	高校1～3年生	契約クイズ	各5分程度	千葉司法書士会YouTubeアカウントにて公開済
千葉会	動画	高校1～3年生	成年年齢引き下げ	5～10分程度	千葉司法書士会YouTubeアカウントにて公開済
千葉会	動画	高校1～3年生	司法書士とは？	5～10分程度	千葉司法書士会YouTubeアカウントにて公開済
千葉会	動画	高校1～3年生	ラクしてすぐお金持ち？！	5～10分程度	千葉司法書士会YouTubeアカウントにて公開済
千葉会	PowerPoint	高校1～3年生	間バイト	15分	
愛知県会	漫画「法律のない村」	小学生～高校生	法律の意義	60	
岐阜県会	小冊子	高校1～3年生	不当請求 ゲーム課金のトラブル	60分	
岐阜県会	小冊子	特別支援学校 高等部	不当請求 ゲーム課金のトラブル	60分	
岐阜県会	小冊子	中学1～3年生	通信販売やフリマサービスのトラブル	60分	
広島会	YouTube動画	高校1～3年生	労働編	50分	高校講師派遣において、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、対面での講義ができない場合に備え、当会で作成した講義に代わるYouTube動画(労働編)です。これは、高校への講師を派遣することなく、各高校の先生方が当該動画教材を利用して授業を展開していただくことを想定して作成したもので、広島県内での視聴を目的としているため、このままでは他会で使用できないかと思いますが、参考として提供いたします。
岡山県会	小冊子	中高大学生	悪質商法		漫画で解説
島根県会	冊子	高校生、専門学校生、短大生	消費者問題全般	50分	
徳島県会	Open Office (フリーソフト)	高校1～3年生	契約、クレジット、多重債務、悪質商法など	約60分	
鹿児島県会	小冊子	高校1～3年生	未然に防ごう消費者トラブル	60分	

※詳しい教材内容等につきましては、各司法書士会に直接お問い合わせください。